

朝日オリコミ静岡 新聞折込広告取扱い基準（平成29年11月改定）

一般取扱い基準 ※下記項目に該当する折込広告は取扱いません。

- ①法律に違反、または違反するおそれのあるもの。
- ②責任の所在および内容が不明確なもの。
- ③虚偽、または表現が不明確で誤認されるおそれのあるもの。
- ④投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- ⑤詐欺的、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
- ⑥非科学的、または迷信に類するもので、消費者を惑わせたり不安を与えたりする恐れがあるもの。
- ⑦差別、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがあるもの。
- ⑧社会秩序を乱すおそれのある次のような表現のもの
 - (1) 扇情的な文言や写真等を使用したもので、青少年に有害とみられるもの。
 - (2) 風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの
 - (3) 政治問題について、一方的または極端な主義主張を述べたもの。
 - (4) その他、社会性に反すると当社が判断したもの。
- ⑨新聞の「公正競争規約」の景品類の提供禁止規約に抵触する抽選券、金券、福引券などを刷り込んだもの。
- ⑩新聞社の許可なく記事を広告紙面に掲載したもの。
- ⑪広告主以外の第三者が発行するもので、本社の許可のない新聞まがいの媒体。
- ⑫その他、弊社が取扱い不該当と判断したもの。

消費者金融広告に関する取扱い基準

消費者金融広告については、貸金業規制関係法令（昭和58年11月1日施行）に基づき以下の条件または記載がないものは取扱いません。

- ① 都道府県ごとに設立された貸金業協会（社団法人）の会員であることが明示されていること。但し、大蔵省財務局長登録業者であれば、この限りではない。
- ② 静岡県知事登録番号が明示されたもの。
- ③ 貸金業協会内の広告審査を受けてあるもの。（承認番号を得てあるもの）

大規模災害時における取扱いについて

地震・津波・原発事故・火災・水害・土砂崩れ・竜巻・豪雪・噴火・感染症等の災害が発生した場合、新聞発行本社・新聞販売店・折込広告代理店・輸送業者は、全力で新聞および折込広告を読者にお届けするよう努力いたしますが、災害の規模・状況によりましては、新聞折込が出来なくなる場合がございます。

また、通信手段の確保が難しい状況では、お受けした新聞折込を中止することも出来ない場合がございます。

大規模災害や世界的に流行する感染症が発生し、折込広告代理店や新聞販売店の努力にもかかわらず新聞折込が出来なかった場合、また中止できなかった場合、折込広告代理店は一切の責任を負うことが出来ませんので、あらかじめご了承ください。

【過去に災害で折込で障害が発生した主な事例】

- 1995年 阪神・淡路大震災
- 1999年 茨城県東海村臨界事故
- 2004年 新潟三条・見附市水害
- 2004年 千葉県外房地区土砂崩れ
- 2004年 新潟中越地震
- 2005年 兵庫県豊岡市水害
- 2010年 福島県会津地区豪雪
- 2011年 東日本大震災

東海地震にかかわる行動基準（平成29年11月廃止）

東海地震は国内唯一予知の可能性がある地震とされ、本県は東海地震に関連する情報（予知情報等）に基づいた折込広告の取扱いに関する行動基準を設けてきました。

しかし近年、確度の高い地震予測は困難であるとの知見が示され、国の中央防災会議等で審議された結果、平成29年11月1日より東海地震を特定した情報は、原則発表されないことになりました。（当面は南海トラフに関連する臨時情報が発表されます。）

これにともない、従来の「東海地震にかかわる折込広告取扱いに関する行動基準」は廃止されることとなりましたので、あしからずご了承ください。